

「特別な時」宴席への芸妓派遣 制度概要

記念日やお祝い事など、「特別な時」をお祝いするため、新潟市中央区内の料亭等で行われる宴席に古町芸妓を無料で派遣する。

- 派遣対象 「特別な時」を過ごすための宴席予約を顧客から受けた、新潟市中央区内の料亭、割烹、日本料理屋等
- ※新潟県が定める新型コロナウイルス感染拡大防止対策「飲食店認証制度」の認証を受けていること。

特別な時	
周年記念	創立記念、創業記念、卒業記念、誕生日など
結婚	結婚式、結婚記念日、銀婚式、金婚式など
法事	周忌法要など
その他	会長が適当と認めるもの

- 派遣期間 令和5年4月25日(火)～令和6年2月16日(金) (予算額に達し次第、終了)
- ※国による感染症対策や新潟県内の感染状況に伴い、事業内容を変更する場合があります。

- 対象費用
- 芸妓派遣費用(いわゆる『花代』。既定の時間・人数以内の派遣に限り、全額助成。往復移動時間に係る部分も対象。)
 - 芸妓派遣に係る往復交通費(必要な場合のみ。タクシー代実費)
 - 派遣調整手数料(新潟三業協同組合加盟外料亭への派遣時のみ)

- 派遣条件
- ①派遣希望日の10日前までに所定の手続きにおいて正式申込を行うこと。
 - ②芸妓派遣については、会場の状況や芸妓の予約状況等を勘案して、その可否を判断する。
 - ③1回の派遣について、1時間30分(宴席+移動時間)を上限とする。
 - ④古町芸妓の派遣は、12時以降に開始し、21時までに終了するものに限る。
 - ⑤芸妓の指名はできない。
 - ⑥組合加盟外料亭等への派遣については、過去3年間に古町芸妓の派遣を受け入れた実績があるものに限る。
 - ⑦利用申込や実績報告等、規定された諸手続きを虚偽なく、遅滞なく行うこと。
 - ⑧新潟三業協同組合加盟外の料亭等については、原則として、1軒につき期間内に4回以内の派遣とする。

- 派遣人数 4名以上の顧客に対し、原則として1名派遣。
- 8名以上の顧客については、客数に合わせて増員するが、3名を上限とする。

- 備考
- ・11月以降の予約に関しては、その中止・取消に対して、開催日の1週間前から助成費用相当額の50%分の取消手数料が発生する。

- ・対象事業において、申込者による規定等の違反や不正等が判明した場合、その時期を問わずに派遣決定を取り消す。すでに事業が実施され、派遣が完了していた場合は、申込者に費用全額を請求する。

■問合・申込

新潟三業協同組合

TEL:025-222-2237 FAX:025-228-5603

対応時間 毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

古町芸妓育成支援協議会(新潟商工会議所 まちづくり支援課)

TEL:025-223-6272 FAX:025-229-1788

対応時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分